

郵便法  
(昭和二十二年十二月十二日法律第百六十五号)

第二節 郵便に関する料金の納付

第三十二条 (料金納付の方法及び時期) 郵便に関する料金は、この法律若しくはこの法律に基づく総務省令又は郵便約款に別段の定めのある場合を除いて、郵便切手でこれを前納しなければならない。

第三章 雜則

(料金)  
第七十五条の二 公社は、郵便に関する料金のうち次に掲げるものを定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(郵便約款)  
第七十五条の三 公社は、郵便の役務に関する提供条件（料金及び総務省令で定める軽微な事項に係るもの）について郵便約款を定め、総務大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

- 一 次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること。
  - イ この法律又はこの法律に基づく総務省令の規定により郵便約款で定めることとされている事項
  - ロ 郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項
  - ハ 郵便に関する料金の収受に関する事項

# 内国郵便約款

## 第1章 総則

(約款の適用)

第1条 日本郵政公社（以下「公社」といいます。）は、郵便法（昭和22年法律第165号。以下「法」といいます。）第75条の2及び第75条の3の規定に基づき定めるこの内国郵便約款（料金表を含みます。以下「約款」といいます。）により、国内のみにおいて引受け及び配達を行う郵便物に係る郵便の役務（公社がこの約款以外の契約約款及び料金表を定め、それにより提供するものを除きます。）を提供します。ただし、郵便の役務の提供条件について法令に別段の定めがあるものについては、その定めるところによります。

2 この約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によります。

## 第2節 料金の支払方法

### 第1款 通則

(郵便切手による料金前納)

第46条 郵便に関する料金は、この約款で定める支払方法による場合を除き、郵便切手でこれを前納していただきます。

2 郵便に関する料金のうち公社が別に定めるものは、現金等で支払うことができます。

(別納料金の支払方法等)

第52条 料金別納とする郵便物（以下「別納郵便物」といいます。）の料金及び特殊取扱の料金は、差出しの際、料金額に相当する郵便切手又は現金等で支払っていただきます。

## 第3 料金割引

### 1 書留料の割引

次表に掲げる条件を満たす書留とする通常郵便物のそれぞれの一般書留料又は簡易書留料については、それぞれ、第2（料金額）の規定により算出した額から、次表に掲げる額を割り引きます。

条 件	割 引 額
(1) 次に掲げる条件を満たすものであること。 ア 現金書留郵便物以外のものであること。 イ 同一差出人から同時に300通以上差し出されたものであること。 ウ 受取人の氏名その他差出郵便局の指示する事項を記載した用紙を郵便物に添え、かつ、その郵便物にその郵便物の引受けから配達に至るまでの記録に必要な表示をしたものであること。 エ 公社が別に定める料金支払方法及び取扱いに関する条件を満たすことであること。 (注) エの公社が別に定める料金支払方法及び取扱いに関する条件は、次のとおりとします。 1 料金別納、料金後納又は料金計器別納としたものであること。 2 取扱いが同一のものであること。 3 速達以外の特殊取扱としないものであること。	15円
(2) (1)に掲げる条件を満たし、かつ、受取人の氏名、住所その他差出郵便局の指示するその郵便物の配達に必要な事項を記載した用紙を郵便物にはり付けたものであること。この場合において、その郵便物の表面以外の部分にその用紙をはり付けて差し出すときは、その郵便物の表面に、その郵便局の指示する事項を記載していただきます。	50円
(3) 次に掲げる条件を満たすものであること。 ア 同一差出人から同時に1,000通以上差し出されたものであること。 イ その郵便物をこれと同種の他の郵便物の送達日数に3日程度加算した日数により送達する特別な取扱いをすることの承諾をしたものであること。 ウ 公社が別に定める料金支払方法、表示及び取扱いに関する条件を満たすことであること。 (注) ウの公社が別に定める料金支払方法、表示及び取扱いに関する条件は、次のとおりとします。	20円

	<p>1 料金別納、料金後納又は料金計器別納としたものであること。</p> <p>2 別記17の規定による表示をしたものであること。</p> <p>3 取扱いが同一のものであること。</p> <p>4 他の特殊取扱としないものであること。</p>	
(4) 次に掲げる条件を満たすものであること。	<p>ア 同一差出人から1か月内に10,000通以上差し出されたものであること。</p> <p>イ その郵便物を差し出そうとする日の1か月前までに、その郵便物の概数その他差出郵便局の指示する事項を記載した書面を提出し、その書面に記載されたところに従い、差し出されたものであること。</p> <p>ウ 公社が別に定める料金支払方法及び取扱いに関する条件を満たすこと。</p>	40円
(注) ウの公社が別に定める料金支払方法及び取扱いに関する条件は、次のとおりとします。		
1 料金別納(同時に10,000通以上差し出されたものであって、料金を現金等で支払うものに限ります)、料金後納又は料金計器別納(料金を後納とするものに限ります)としたものであること。		
2 速達以外の特殊取扱としないものであること。		
(5) (1)及び(3)の条件を満たすものであること。		35円
(6) (1)及び(4)の条件を満たすものであること。		55円
(7) (2)及び(3)の条件を満たすものであること。		70円
(8) (2)及び(4)の条件を満たすものであること。		90円
(9) (1)、(3)及び(4)の条件を満たすものであること。		75円
(10) (2)、(3)及び(4)の条件を満たすものであること。		110円